登録消火講習機関の登録事項の変更に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の19において準用する第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録消火講習機関第14号
２．登録消火講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録消火講習機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録特定海域運航責任者学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の11の６において準用する第77条の６の６の規定に基づく届出があったので、同規則第77条の11の６において準用する第77条の６の16の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録特定海域運航責任者学科講習実施機関第１号
２．登録特定海域運航責任者学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録特定海域運航責任者学科講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第16条の規定に基づく届出があったので、同規則第26条第２号の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　限定救命艇手登録講習実施機関第２号
２．限定救命艇手登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　限定救命艇手登録講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録低引火点燃料船学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の26において準用する第77条の６の６の規定に基づく届出があったので、同規則第77条の６の26において準用する第77条の６の16の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録低引火点燃料船学科講習実施機関第１号
２．登録低引火点燃料船学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録低引火点燃料船学科講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第91条の６において準用する第81条の規定に基づく届出があったので、同規則第91条の６において準用する第91条の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関第１号
２．登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　大分県立海洋科学高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
　（変更前）校長　堤　　進
　（変更後）校長　吉渡　正満
三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　北海道函館水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
　（変更前）校長　黒島　裕司
　（変更後）校長　黄田　直樹
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　大分県立海洋科学高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
　（変更前）校長　堤　　進
　（変更後）校長　吉渡　正満
三　変更年月日　令和八年四月一日